

2022年10月21日

県立学校技能労務職員の給与制度見直し交渉

給与制度見直し内容（臨時職員編）

臨時職員の給与決定

項目	2023年4月1日より
級の格付	国行(二)準拠の給料表 1級
号給決定	初任給1級17号給(国行(二)技能職員高卒初任給)を基準に修学年数調整及び経験年数換算による加算あり 最高号給1-121 236,000円

※給与改定の可能性あり

見直しの概要

項目	2023年4月1日より
給料表	国行(二)準拠の給料表5級最高号給に7号給増設
初任給	147,900円に統一 [1級17号給] (国行(二)技能職員高卒初任給) 修学年数調整及び経験年数換算による加算あり
級の格付	級別標準職務表と昇格時号給対応表の導入 [級別標準職務] 1級:定型的な業務を行う職員 2級:相当の技能又は経験を有する職員 3級:高度の技能又は経験を有する職員 4級:職長の補佐役を担う職員 5級:職長の役割を担う職員
昇給停止	57歳(現行と同じ)
役職加算	4級以上に5%
退職手当調整額	3級:21,700円(行政職4級相当) 4級:27,100円(行政職5級相当) 5級:32,500円(行政職6級相当)

《交渉の経緯》

2021年11月9日に教育委員会から長期にわたる懸案事項として、技能労務職員の給与構造を見直したいという申し入れがありました。

この案件は、毎年の確定交渉においても教育委員会側から『国からの強い指導がある』と指摘され続け、継続協議課題とされてきました。

約11か月の間に6回の交渉を重ね、2022年10月11日従組は、教育委員会の最終回答を受け入れ妥結を表明しました。

＝兵庫県高等学校従業員組合としての考え＝

現行の給料表は我々従組の先輩と教育委員会が、長い年月をかけ労使交渉を積み重ね作り上げた我々にとっては全国に誇れる宝物の様な本当に貴重な給料表です。その給料表を手放す事は本当に苦渋の決断でした。

提案は受け入れましたが、その結果、正規職員と多くの臨時職員の方々にもマイナスの影響が出ることは、従組執行部としても納得できる内容ではありませんでした。今後、多くの臨時職員が在籍する職種として、我々従組はこれからも確定交渉を含む様々な交渉において、臨時職員の賃金及び待遇改善に向けた要求を続けてまいります。

そして、2002年から20年間中断し、従組の最重要課題としてこれまでもずっと要求し続けている新規採用試験の再開に向けて、この度の交渉で教育委員会から今までに無い前進回答を引き出すことができました。

これは技能労務職員が学校現場にとって必要不可欠であるということと、我々の職務に対する誇りを教育委員会が認めている結果だと感じました。このことは正規職員のみならず、一番に臨時職員の方々への希望の光であると、我々執行部は考えています。

他の職種同様、早期に新規採用試験の再開に向けて、教育委員会と更なる交渉を進めていきます。

あなたも高従組へ！安心して仕事に打ち込める労働環境を一緒に作りましょう！！

